

答 申

1 審査会の結論

実施機関は、本件異議申立の対象となった部分公開決定処分のうち裁決書の不服申立人氏名、同代理人、人証の住所氏名を除き公開すべきである。

2 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、異議申立人が名張市情報公開条例（平成10年名張市条例第13号、以下「条例」という。）に基づき行った、次の公文書公開請求に対し、名張市公平委員会が行った部分公開決定の非公開部分の範囲の縮小を求めるというものである。

公文書公開請求日：平成23年4月9日（平成23年4月11日受付）

請 求 内 容：津地方裁判所平成23年(行ウ)第1号懲戒免職処分取消請求事件に係る、
名張市公平委員会の

- ① 裁決書の写し
- ② 開会年月日と、そのときの主な審議内容の一覧
- ③ 委員名簿(現職、元職が記載されているもの)

実施機関の処分：平成23年4月14日付名公第8号

(公文書部分公開決定通知書)

3 実施機関の説明趣旨

今回請求のあった裁決書中、条例第6条第2号の、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものとして、「申立人」「弁護士」の氏名「同代理人」の名称及び「人証」の住所氏名を非公開とした。また同条第3号の、法人又はその他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、その他の正当な利益を明らかに害すると認められるものとして、「居酒屋」「飲食店」の店名、所在地、「駐車場」の名称、「ガソリンスタンド」の所在地も非公開とした。

4 異議申立て理由

裁決書中、「不服申立人」の氏名、「同代理人」の氏名、「人証」の住所氏名については非公開

を容認する。

名張市長が部分公開決定した津地方裁判所平成23年(行ウ)第1号懲戒免職処分取消請求事件の訴状で公開した「弁護士」の氏名「居酒屋」の店名については、公平委員会では非公開としている。同じ条例を運用しているにも拘わらず対応に差があることは許されず、公開すべきである。

「居酒屋」「飲食店」の店名、「駐車場」の名称、「ガソリンスタンド」の所在地等は、公開した場合、どのように競争上の地位、その他の正当な利益を明らかに害するというのか。公開すべきである。

また、部分非公開とするならば、部分ごとに非公開理由を説明する必要がある。非公開理由については、条例第6条第2号及び第3号と表記されているが、一般市民は何を指しているのか解らないため、具体的に表記されたい。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じる恐れがあるなど市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

(2) 本決定について

公平委員会の裁決書中、非公開部分について公開した場合、実施機関の非公開理由である条例第6条第2号及び第3号に該当するか否かを個別に検討した結果、次の通りとする。

実施機関は、弁護士名は条例第6条第2号の個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものとして非公開としたが、弁護士名は純粹個人ではなく事業を営む個人であることから、それに当たるとは考えられず、公開とする。

また、実施機関は、居酒屋の所在地及び店名、飲食店の所在地及び店名、ガソリンスタンドの所在地、駐車場の名称を公開した場合、不必要な詮索などによって風評被害に遭う可能性を否定できず、条例第6条第3号に規定している法人又はその他の団体に関する情報又は事業を営む個

人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、その他の正当な利益を明らかに害すると認められるものにあたるとして非公開とした。しかしその判断も憶測に過ぎず、同号に該当するものとは認めがたいことから、公開とする。

(3) 結論

よって、主文のとおり答申する。

6 審査会の意見

異議申立人は、上記「4 異議申立て理由」にあるように、「部分非公開とするならば、部分ごとに非公開理由を説明する必要がある。非公開理由については、条例第6条第2号及び第3号と表記されているが、一般市民は何を指しているのか解らないため、具体的に表記されたい。」と主張しているが、この主張はもっともな事と考えられる。

実施機関は、非公開とした部分ごとに、該当する条文に応じて、非公開理由を具体的にわかりやすく表記するよう努められたい。

審査会の経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-------------|----------------------------------|
| 平成23年 5月23日 | 諮問書の受理 |
| 平成23年 5月26日 | 第44回名張市情報公開審査会 審査 |
| 平成23年 5月26日 | 実施機関からの審査会出席希望者名簿の受理 |
| 平成23年 6月 2日 | 異議申立人からの審査会出席希望者名簿の受理 |
| 平成23年 6月16日 | 第45回名張市情報公開審査会 審査 |
| 平成23年 6月20日 | 異議申立人からの意見書の受理 |
| 平成23年 6月21日 | 異議申立人からの補充意見書の受理 |
| 平成23年 6月27日 | 異議申立人からの補充意見書(2回目)の受理 |
| 平成23年 7月22日 | 第46回名張市情報公開審査会 審査 実施機関からの意見聴取 |
| 平成23年 8月 4日 | 実施機関からの審査会における意見聴取の補足説明書の受理 |
| 平成23年 8月26日 | 第47回名張市情報公開審査会 審査 |
| 平成23年10月 3日 | 第48回名張市情報公開審査会 答申 |

8 審査会委員

| 職 名 | 氏 名 | 役 職 等 |
|--------|---------|-----------------|
| 会 長 | 筒 井 琢 磨 | 皇學館大学現代日本社会学部教授 |
| 会長職務代理 | 前 田 定 孝 | 三重大学人文学部准教授 |
| 委 員 | 福 田 悦 子 | 名張市人権擁護委員 |
| 委 員 | 寺 川 史 朗 | 三重大学人文学部教授 |
| 委 員 | 大 塚 耕 二 | 三重弁護士会 弁護士 |